

会員指導委員会より

■会費の納入について（お願い）

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。

自動引落しで納入している会員

- ・10月20日(木)に引落しますので、口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には、11月21日(月)に再度引落しさせていただきます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により10月31日(月)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ・口座番号 **00120-0-85236** 加入者名 **茨城県行政書士会**

第1期 4月	第2期 7月	第3期 10月	第4期 1月
自動引落 4月20日引落 (再引落5月20日)	自動引落 7月20日引落 (再引落8月22日)	自動引落 10月20日引落 (再引落11月21日)	自動引落 1月20日引落 (再引落2月20日)
振込用紙での納付 4月30日納期限	振込用紙での納付 7月31日納期限	振込用紙での納付 10月31日納期限	振込用紙での納付 1月31日納期限

※令和4年10月は会費の第3期納入月です。

※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第2期分の会費が未納の方は至急手続きをお願いします。

※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 **0128690** 茨城県行政書士会
 ご依頼人氏名の前に必ず「カイヒ」とご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。

口座自動引落し(ゆうちょ銀行のみ)による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX(029-305-3732)又はe-mail(info@ibaraki-gyosei.or.jp)へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

■登録事項変更手続について

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なお連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、行政書士法第6条の4(変更登録)の規程に基づき、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ(会員専用ページ)にログイン▶各種手続▶▶会員情報▶変更(移転・名称変更など)から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送による手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出(新規登録・変更・抹消)について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。

なお、補助者証の有効期限は2年となっており、有効期限内に更新手続きの届出を受理した場合の有効期限は5年となり、補助者の届出については、次の手順に従い手続きをお願いします。

届出書や必要書類の情報は本会のホームページ(会員専用ページ)にログイン▶「各種手続」を選択▶補助者届出書)から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取次実務研修会」と、茨城会主催の「申請取次行政書士研修会」の両方を受講することが必要です。なお、有効期限切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局まで速やかにご返却下さい。

※ 日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和4年10月末日	令和4年9月30日
令和4年11月末日	令和4年10月31日

◆申請手数料（新規・更新） **5,000円**

◆支払い方法

- ① **口座振込** 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
- ② **事務局窓口支払い** ③ **現金書留**

■申請取次行政書士メーリングリストの登録について

申請取次関係の法改正等や本会及び日行連の研修案内等の情報について、申請取次行政書士メーリングリストで配信しております。

登録を希望する方は、①支部名、②会員名、③登録希望メールアドレスを本文に記載し、件名を「申請取次行政書士メーリングリスト申込」として、本会事務局（info@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールをお送りください。

なお、googleアカウントをお持ちの方はこちらからでも登録できます。➔



事務局より

■茨城県行政書士会ホームページのログインについて

茨城県行政書士会ホームページ

「**会員専用ページ**」へのログイン・パスワードのお問い合わせは「**登録番号**」と「**会員名**」をメール本文に入力して本会事務局（pswd@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールでお問い合わせ下さい。



■茨城県行政書士会ホームページの会員検索について

会員検索ページは日本行政書士会連合会の『会員・法人検索システム』へリンクされています。日本行政書士会連合会のホームページで「主な取扱い業務」が掲載できますので、日本行政書士会連合会会員サイト（連con）▶「マイページ」▶設定変更でご登録いただきますようお願いいたします。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール一斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・県内各市町村から通知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ（https://www.ibaraki-gyosei.or.jp/）にアクセスし、「**会員専用ページ**」にログイン▶「**メールマガジン登録**」よりご登録お願いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿メ切案内

- ・原稿の締切日 12月号：10月3日（月）
新春号：12月5日（月）
- ・原稿はメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）または FAX：029-305-3732へご送信下さい。

会費口座自動引落としへのご協力について（お願い）

会員の皆様の利便性向上と会費収受コストの低減化及び会費納入率の向上により本会の組織強化を図ることを趣旨として、**振込手数料の会員負担が無料である『ゆうちょ銀行（郵便局）口座からの会費自動引落とし制度利用』を強く推奨しております。**会費口座自動引落とし（ゆうちょ銀行のみ）による会費納入を希望される方は、下記申込書にご記入のうえ、本会事務局までFAXまたはメールでご送信ください。折り返し、申込書一式を送付させていただきます。趣旨をご理解のうえ、ご協力の程よろしくお願いいたします。



ゆうちょ銀行のサービス料金改定のため、令和4年1月17日から、ゆうちょ銀行を利用して**現金で会費をお振込みの場合110円の加算料金がかかります。**

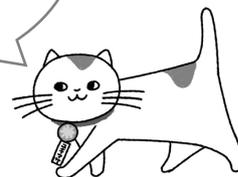
ATMで会費15,000円を現金で振込む場合・・・

～令和4年1月16日	令和4年1月17日～
会費 15,000円 +手数料 152円※	会費 15,000円 +手数料 152円※ +加算料金 110円

※窓口を利用した場合の手数料は203円

加算料金
110円発生!!

自動引落としにすると
ATM振込より262円、
窓口振込より313円
お得だニャ



会費口座自動引落とし申込書

茨城県行政書士会 事務局 御中

年 月 日

私は、会費口座自動引落としへ申込みをしたいので、申込書一式を送付してください。

登録番号 _____ 会 員 名 _____

FAX (029-305-3732) e-mail (info@ibaraki-gyosei.or.jp)

政治連盟の会費お振込みについて

振込手数料の本連盟負担について変更はありませんが、令和4年1月17日（月）からATMまたは窓口から現金で会費をお振込みする場合、年会費4,800円に加えて「加算料金110円」がかかります。